

船舶事故調査報告書

令和6年5月29日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	わかめ養殖施設損傷
発生日時	令和5年5月3日 14時30分ごろ
発生場所	三重県鳥羽市菅島南方沖 菅島灯台から真方位207° 1.6海里付近 (概位 北緯34° 28.6′ 東経136° 53.6′)
事故の概要	プレジャーボート ^{しんえい} 神栄丸は、漂流中、わかめ養殖施設に進入し、同施設が損傷した。
事故調査の経過	令和5年5月25日、主管調査官（横浜事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	プレジャーボート 神栄丸、6.2トン 235-51980三重、三十三リース株式会社（船舶所有者）、 株式会社神田組（船舶借入人）
乗組員等に関する情報	船長、二級小型・特殊
負傷者	なし
損傷	本船 なし わかめ養殖施設 ロープに切損
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 東、風速 約4m/s、視界 良好 海象：波高 約0.4m、潮汐 上げ潮の中央期、潮流 東流約0.8 ノット
事故の経過等	本船は、船長が1人で乗り組み、知人8人を乗せ、三重県津市所在のマリーナを出航した。 本船は、釣り場に到着し、菅島南方沖に設置されたわかめ養殖施設の西方沖で漂流して釣り中、風潮によって東方へ圧流され、船長が釣りに夢中となって養殖区画に接近していることに気付かないまま漂流を続けていたところ、養殖施設に進入した。 本船は、船長が養殖施設から出ようと主機を運転した際、養殖施設のロープがプロペラに絡まり、同ロープを切断した。 船長は、自力では養殖施設のロープが除去できないと判断し、118番通報した。 本船は、来援した海上保安庁の潜水士によってロープが除去され、自力航行で出発したマリーナに帰航した。 本船の喫水は、船首約0.4m、船尾約1.0mであった。
分析	本船は、漂流中、船長が、釣りに夢中となって漂流を続けたことから、風潮流に圧流されて養殖施設に進入し、同施設から出ようと主機を運転した際、同施設のロープが損傷したものと考えられる。
原因	本事故は、本船が、漂流中、船長が、釣りに夢中となって漂流を続

	けたため、風潮流に圧流されて養殖施設に進入したことにより発生したものと考えられる。
再発防止策	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 <ul style="list-style-type: none">・ 小型船舶の船長は、漂泊して釣り中、釣りのみに意識を向けることなく、常時、自船の位置を確認しつつ、適切な見張りを行うこと。